第36回 金沢市スポーツ少年団夏季野球大会開催要項

１．主　　　旨　　平素の団活動をより発展させ、各団との親睦交歓をはかると共に、団員相互の体力増強と技術の向上をめざす。

２．主　　　催　　金沢市スポーツ少年団

３．後　　　援　　金沢市

４．期　　　日　　令和３年７月１７日(土)・１８日(日)・２４(土)

予備日：２５日(日)

５．会　　　場　　戸室スポーツ広場

６．集合時間　　試合予定時間の１時間前には球場に集合のこと

７．試合時間　　抽選会にて決定する。

８．参加資格　・　金沢市スポーツ少年団登録団の小学生団員であること。

* 参加団員は、スポーツ傷害保険加入者であること。
* 大会中の傷害については、応急処置のみ主催者側で行う。

９．申込締切日　　７月２日（金）　必着

10．申　込　先　　〒９２１－８１１６

　　　　　　　　　　金沢市泉野出町３－８－１　金沢市総合体育館内

　　　　　　　　　　　　　金沢市スポーツ少年団本部

　　　　　　　　　　　　　　　TEL　２４１－０２４３　　FAX　２４１－０９１９

　　　　　　　　　　　　　　　Email：kanazawashi-taikyou@forest.ocn.ne.jp

11．参　加　料　　不　要

（２チーム以上の参加団は１，０００円を抽選会にてお支払いください）

12．表　　　彰　　第１位には優勝メダルと賞状を授与する。

　　　　　　　　　第２位には賞状を授与する。

13．抽　選　会　　7月7日（水）　　午後６時３０分～

　　　　　　　　　場 所　金沢市総合体育館 第２会議室

（泉野出町３－８－１ ℡２４７－００８８）

14．審　　　判　　球審については野球育成会審判団を配置し、塁審については試合当該団

の者が担当する。

15．大会規定等

⑴　ルールは、２０２１年度公認野球規則及び全日本軟式野球規則による。又、全日本野球連盟少年野球に関する事項を適用する。

　⑵　抽選によるトーナメント方式

　　(夏季大会については春季大会、秋季大会については夏季大会優勝及び準優勝チームをシードチームとする。)

　⑶　試合は７イニングとし、コールドゲームも取り入れる。

* ３回以降１０点差、５回以降７点差
* １時間**３０**分を超えて新しいイニングに入らない。(決勝戦は２時間)

　⑷　決勝のみ試合時間２時間とし、延長は行わない。（点差によるコールドはない）

　⑸　７回あるいは時間終了イニングに同点の場合は、無死満塁にて１イニングで決する。（打者は前イニングの次打者とし、その前打者等で塁を埋める。）

　　　決しない場合は、さらに同条件にて１イニング行い、なお決しない場合は抽選とする。

　⑹　５回以後、天候等のため試合不能の場合でも試合は成立する。

　⑺　試合に対する抗議は、監督のみとする。

　⑻　ピッチャーは変化球を投げてはならない。

　⑼　ピッチャーの投球数は１日に７０球を超えてはならない。（４年生以下は６０球）

　⑽　ピッチャーが４年生以下の場合には、ピッチャーズプレートは２メートル前とすることができる。

　⑾　個人に対するヤジ等は控えること。

　⑿　試合用ボールは公認J号で、本部にて準備する。

　⒀　金属スパイクは禁止する。

　⒁　選手は背番号をつけ、打者・走者・捕手・ランナーコーチはヘルメット着用のこと。

　⒂　各参加チームより１名（本部役員として）大会終了まで残ること。

　⒃　その他については、監督・本部員で協議して決める。

　⒄　１回戦のみ同団チームは対戦しない。

　・熱中症等への対応として、3回終了時点で試合時間に含まない10分間の体調等確認

時間を設ける。

金沢市スポーツ少年団　夏季野球大会申込書

|  |  |
| --- | --- |
| チーム名 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 監督氏名 |  | 住所 |  | TEL |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　　　　　　名 | 背 番 号 | 学　　年 | 性 別 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |

　　　　　　連絡責任者　　　氏　名

住　所

電　話